

牛久市教育委員会 9月定例会会議録

1. 日 時 平成28年9月12日(月)午後2時
2. 場 所 市役所分庁舎 第1会議室
3. 出席委員 石井 美知夫・芦田 亜里香・五十嵐 登喜子・染谷 郁夫
4. 委員以外
の出席者

教育部長		川井 聡
次長		飯野 喜行
次長		杉本 和也
教育総務課	学校建設対策監	佐藤 孝司
指導課	課長	村松 美一
放課後対策課	課長	吉田 茂男
生涯学習推進室	室長	横瀬 幸子
中央図書館	館長	関 達彦
スポーツ推進課	課長	齋藤 勇
教育総務課	課長	川真田 英行
教育総務課	課長補佐	戸塚 美幸
教育総務課	課長補佐	富田 真幸
教育総務課	課長補佐	森田 明
教育総務課	課長補佐	高野 裕行
指導課	課長補佐	山口 明
文化芸術課	課長補佐	永沼 智子
生涯学習推進室	室長補佐	山越 義弘
スポーツ推進課	課長補佐	飯島 美博
5. 欠席者

委員長		後藤 雅宣
文化芸術課	課長	手賀 幸雄
スポーツ推進課	課長補佐	高橋 頼輝
6. 会議録署名人 染谷 郁夫
7. 報告事項 報告第14号 牛久市通学区域審議会答申について
8. 議 題 議案第35号 牛久市立学校小規模特認校の就学等に関する要綱の制定について

後藤委員長	<p style="text-align: center;">(あ い さ つ)</p> <p>開会を宣言する。 会議録署名人 染谷 郁夫 委員を指名する。</p>
-------	--

石井職務代理者	<p>それでは、報告第14号「牛久市通学区域審議会答申について」及び議案第35号「牛久市立学校小規模特認校の就学等に関する要綱の制定について」ですが、それぞれ関連する案件ですので、一括して事務局より説明をお願いいたします。</p>
教育総務課長	<p>報告事項のほうを先にやらせていただきます。報告の第14号ということで、牛久市通学区域審議会の答申についてということでご説明させていただきます。</p> <p>先週の9日金曜日、3時から奥野生涯学習センターにおいて通学区域審議会を開催いたしました。先ほど、通学区域審議会の条例と規則についてはお配りさせていただいたところでございます。奥野地区の地区長さん全員と二中、あと奥野小学校のPTAの役員、あと学校の校長先生並びに校長会、区長会ということで今回24名の委員さんで編成した通学区域審議会でございます。奥野地区の2校の小規模特認校制度の実施、本格導入についてということで議論をいただきました。これにつきましては、昨年度からの継続でございます。昨年度の1月20日に1回目を行っております。小規模特認校の施行を行うに当たって意見をいただきまして、試行をしまして半年たった段階で今回、来年度からの本格実施に向けてということでご意見をいただいております。</p> <p>資料のほうがお手元にあります資料1、2、3ということですが、今現在奥野地区へのこの制度を使つての通学者ということだと9名いらっしゃいます。小学校が6名、中学生が3名、実際にここにプラス1名増えて今現在10名になっております。</p> <p>各保護者、児童生徒並びにPTAからのアンケートをとりました。資料の2番になります。PTAというのは奥野地区のPTA役員ですから、あちらの地域の方々です。児童生徒の保護者は、この制度を使つてこちらから行っている9名の方々に用紙を配つてご意見を聞いたところです。ちょっとご意見を紹介させていただきます。</p> <p>英語教育とカップ塾と地域交流という3点の切り口で、それぞれ4点満点で書いていただきました。児童生徒、保護者に関しては全体的に見渡して満足度ということで、100点満点でつけていただきました。</p> <p>まず児童生徒なのですが、英語教育については「イングリッシュタイムでステーブ先生、アレックス先生がわかりやすく英語を教えてくれてとても楽しい」という意見や、カップ塾においては「漢字や英語を土曜カップ塾でできるから非常にいい」という意見やまた、地域との方々の交流との部分でも「挨拶などをすると明るく返してくれます」ということで、非常に全般的にいい印象であり、満足度として92.5点でした。</p> <p>保護者の方々からですと、英語教育でやはりイングリッシュタイムのほうの評判が非常にいいということで88.3点でした。PTAの役員の方ですが、</p>

英語教育の部分で「英語教育の時間の充実をありがとうございます」という意見でした。加えて国語についても大切なので、やっていただきたいという意見もあります。また、地域交流の部分では、「活動の情報が少ないのではないかと、内容が余り伝わってこないというご意見もありますので、これはやはり地域に向けての情報発信の必要性を感じるところであります。

裏面に行きまして、これは作文で満足な点、不満な点ということで、それぞれの主体からご意見をもらったところでございます。1つの行が1人ということでお考えいただければと思います。

満足の点からいきますと、児童生徒ですとやはりイングリッシュタイム並びにイングリッシュルームというのが非常に評判がよいです。

また、保護者の部分でいきますと、「全学年の顔が見える体制がとてもよい」、また、「英語教育や自然があり和やかで伸び伸び生活できる」ということで、非常に満足している、「一人一人の生徒を先生がとても親身に教えてくれる」、「安心感がある」、こういった意見です。また、ALTの先生に対して特にすばらしいといったご意見をいただいております。

PTAの役員の方からは、保護者の皆さん、これはこちらから行っている保護者の皆さんを指すと思いますが、PTA活動に参加してもらっていますというご報告が入っております。早く1学年2クラス制になってほしいといったご意見もあります。

不満な点を見ていきますと、児童生徒でいくとやはり英語の部分、またカップ塾の部分で「もっと回数をふやしてほしい」といった意見です。

保護者の意見になりますと3件ありまして、3件とも入っているのが、やはり送迎について、「保護者による送迎以外の方法を検討してもらいたい」という意見があります。学区外ですとやはり「登校が大変です」ということで、「送り迎えの交通手段の確保をしてほしい」、「当初思っていたより大変」といった意見が来ております。

PTAの方からも、やはりこちらから送り迎えする保護者を思いやって、「やはり親の送迎のみの通学には限界があるのではないかと」といったご意見も来ております。また、「魅力を出すために部活等の検討も必要ではないか」といったご意見も来ております。以上のようなアンケートの結果を当日の審議会ではご紹介させていただきました。

今後のスケジュールといたしまして、資料の3番になりますが、9月9日が通学区域審議会なのですが、週をあけて本日12日に教育委員会で定例会を行うということをご説明しました。今日の議案にありますように小規模特認校の就学等に関する要綱のほうを制定するという予定であるということの説明しました。

また、10月には入学児童の就学時健診があり、これは新入学児が最初に集まる場面でありますので、その場で保護者に対してパンフレットを配布するとともにPR活動、説明等を行う、10月から1月くらいにかけて募集を行う、

	<p>その間には11月18日の奥野ふれあいまつり、また11月21日から25日の奥野小、牛久二中のオープンキャンパス、また12月3日から4日の土曜日曜カッパ塾のオープンキャンパスということで3回の機会がありまして、そこで来場者にPRを行っていく予定でありますということをご説明しました。2月1日には、この小規模特認校制度での就学者の人数を確定したいということで、奥野小、二中のほうに行かれる方は、それぞれの学校で行われる2月7日と10日の入学者説明会についてはそれぞれの学校で受けていただくという形になります。そして4月から本格的にスタートといった流れが一応今後のスケジュールということになります。</p> <p>そういったことをご説明した上で、一部校長先生の委員からはやはり決定が1月末までだとちょっと人数の確定が遅いのではないかとということで1月半ばぐらいまでには確定してほしいということの意見も出ました。</p> <p>また、送迎等に関してもやはりこういったアンケート結果を示した中でやはり同じような意見でございました。</p> <p>そういった中で、答申のほうをいただいたのですが、そちらが資料の次第の3枚目にあると思います。9月9日ということで牛久教育委員会委員長後藤雅宣殿、通学区域審議会の会長黒木のぶ子委員、会長になります。こちらからということで、平成28年度1月20日付諮問第2号により諮問された通学区域の見直しについて下記のとおり答申いたしますということで、奥野小学校及び牛久第二中学校について通学区域に関係なく市内全域から希望により就学ができる小規模特認校制度の導入を進めるべきである。なお、制度の実施に当たっては児童生徒の通学手段の確保について十分な配慮をお願いしたいという文章での答申案として議論されまして、原案どおりで可決されたという形で答申のほうは確定いたしました。</p> <p>以上が、金曜日に行われた通学区域審議会の概要になります。</p>
石井職務代理者	<p>通学区域審議会の内容についての説明をいただきました。これにつきまして、ご質問等あるいはご意見等ございましたらお願いします。</p>
五十嵐委員	<p>小規模学校とは、例えば人数は何人以下とか、どういうふうに規定としているのですか。</p>
教育部長	<p>今調べましたら小規模校、これは「法令等からみた適正規模」という意味ですけれども、学校規模の分類で小規模校というのは小学校で6学級から11学級、中学校で3学級から11学級、それ以下は過小規模校。小学校で5学級以下、中学校で2学級以下、これを過小規模校。教育長がおっしゃった適正規模</p>

	校、まさしく12から18。そして19から30学級が大規模校、31学級以上が過大規模校という分類になっているということみたいです。
石井職務代理者	複式だけになった場合は過小規模校ですよね。
教育部長	複式の場合には極小規模校というふうな言い方をするみたいです。
芦田委員	これは一般のクラスの数ですか。要するに特殊学級とかを除いてのクラスですか。
教育部長	通常学級でだと思います。
教育長	全校生徒にパンフレットを配るのはいつごろ配るのですか。
教育総務課長	健康診断の直後には配れる状態になります。
芦田委員	牛久市全体に配るのですか。
教育総務課長	はい。
教育長	つまり全ての生徒ですので、今小中学生が6,900人います。逆にそこから中学3年生は抜くしかないかと思うのですが、なおかつ今度入ってくる子供たちがいますので、プラスアルファの数になると思います。パンフレットは何部刷るのでしょうか。
教育総務課課長補佐	1万部です。
教育長	答申の内容についていかがでしょうか。
石井職務代理者	特に質問がないようですので、議案のほうの要綱の制定についての説明をお願いいたします。
教育総務課長	先ほどの通学区域審議会からの答申を受けまして、小規模特認校制度を本格的に行っていくということに関して、今回要綱のほうを定めたいというふうに考えています。これまで試行の段階では、就学指定校の変更の基準を適用させて1件1件審査するという形になります。今回からこの奥野地区の2校に関して小規模特認校制度を使っていきたい方については、この要綱に基づき申請書等を出していただいて認定するという形をしていきたいと考えております。

まず、条文のほうなのですが、趣旨といたしましては、特色ある教育活動を行う小規模の学校において教育を受けさせたい保護者の希望に応えるとともに、小規模な学校における教育活動の一層の活性化を図ることを目的に、教育委員会が指定する小規模特認校の就学等に関し必要な事項を定めるということで、小規模特認校の定義といたしましては、特色ある教育活動を行う小規模な学校であって市内全域を通学区域として認めるものをいうということで、学校の指定といたしまして第3条で奥野小学校及び牛久第二中学校を指定するというように定めさせていただいております。

次に、第4条が就学の条件になります。児童または生徒の保護者が小規模特認校に就学を希望する場合、通学の安全が確保できると認めるときは変更することができる。こういう条文でございます。当然、児童または生徒は就学時において牛久市内に居住する。なお、就学を希望する児童生徒の保護者は奥野小学校または牛久第二中学校の教育活動及びPTA活動に賛同し協力しなければならない、というようなものも条文として加えています。

定員のほうなのですが、本日はご審議いただきませんが、就学できる人数のほうをあらかじめ決めておくという形になります。これは、毎年変わってくると思います。奥野小学校なり牛久第二中学校に在籍する児童の数を見て目標の数から除いた数が小規模特認校の定員になってくるのかなと考えております。

申請についてですが、希望する保護者は様式の1号申請書により教育委員会に提出しなければならない。教育委員会では、申請書が提出されたときに審査し、就学許可通知書様式2号により通知する。もしくは就学不許可通知書様式3号により通知するということになります。

第7条、こちらは就学していた児童がやはり戻りたいとなった場合の条項でございます。小規模特認校に就学している児童または生徒が当該学校の修学が困難となった場合には、その保護者が在籍する小規模特認校の学校長と協議の上ということにしております。様式4号変更申請書を教育委員会に提出。申請があったときには、その限りについて審査し、結果について様式5号により保護者に通知する。

なお、就学校の変更が認められた場合には、小規模特認校に就学している児童または生徒は牛久市学齢児童生徒の就学すべき学校の指定に関する規則に指定された学校、つまりもともとの通学区域の学校、こちらに戻るといふ条文になっております。ただし、私立小中学校、その他指定校以外の学校、これは国立等も指しておりますが、そちらへの就学を予定されている場合はこの限りではないという条文になります。

その他必要な事項は、教育委員会が定めるというふうになりまして、この告示の発効を10月1日からということにいたしたいと思っております。10月4日が最初の就学時健康診断が予定されておりますので、そこで説明した以後、この申請書等を使ってのやりとりになっていくという形で考えております。

以上議案第35号、小規模特認校の就学等に関する要綱の制定についての議

	<p>案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。</p>
石井職務代理者	<p>質問等ございましたらよろしくお願いいたします。</p>
五十嵐委員	<p>第7条3のところに、小規模特認校に就学している児童または生徒は牛久市学齢児童生徒が就学すべき学校指定に関する規則を経由して、それで学校に就学するものとするがありますが、奥野小でやはりだめだとなったら元の学校に戻るといことですよ。でもその場合、その元の学校が嫌で奥野小に行った場合、またその元の学校に戻るといのはどうなのかなと思ったのですが。</p>
教育総務課長	<p>そこはまた元の学校に戻って、そこがだめだということであれば、それを変更するのはまた別の規定がありますので、基本的には小規模特認校を解除する場合は元のところに戻るといのかたちです。</p>
石井職務代理者	<p>先ほど五十嵐委員からあった小規模校ということで、第5条にあるこの就学できる人数というところなのですが、要するにこれが1学年全て2クラスになった場合適正校になってしまうということで、これは小規模特認校の認可というか承認が下りなくなる可能性というのはいあるのですか。</p>
教育総務課長	<p>小規模特認校というその名称自体なのですが、国のその学区の特例からいくと、特認校という扱いでやっている中で小規模特校なので小規模特認校という言い方をしていますので、そこは特に問題はないと思います。</p>
芦田委員	<p>この申請は年度の途中でも、要するに年度初めではなく年度の途中でも保護者と児童と希望がされた場合には速やかに審議されるということですか。</p>
教育総務課長	<p>基本的には先ほどのスケジュールで、2月1日に確定させたいという事情があります。</p>
芦田委員	<p>やむを得ない場合、例えばいじめとかの場合はいかがですか。</p>

教育総務課長	<p>そういった例外的なものもあり得ると思います。基本は2月1日以前に全部PRした上で申請を出していただいて、その時点で人数を固める。年度途中で牛久に転入されてきて、それでこの制度を知ってという方もいらっしゃると思います。</p>
教育長	<p>今、徐々に子供たち増えていますよね。奥野小では年度途中で転入がありませんか。それはどういう理由で動いているのでしょうか。</p>
教育総務課長	<p>今は、先ほど指定校変更の条文を使って、奥野地区の奥野小なり牛久二中に魅力を感じるという理由で変更の理由を書いてきていただければ、ほかの学校だったらだめですけども、奥野小と牛久二中に関してはこの制度を施行という形でやりましょうということで認めています。</p>
教育長	<p>そうすると逆に言うと、本施行になったらそれは認めないという形にするのですか。</p>
教育総務課長	<p>こちらの要綱で認めるということです。</p>
教育長	<p>どうするかというのは、年度中でも教育委員会で決めるわけですね。</p>
教育総務課長	<p>この要綱にはそういった細部は定めていません。ただ人数での縛りは、一応第5条にはつけております。</p>
教育長	<p>希望すれば年度途中で転入してもいいのだというようにするか、いや、年度の区切りを原則とするのかということですよ。</p>
芦田委員	<p>例えば、いじめとか不登校とかとなった場合に小学校の途中の学年や中学1年生、2年生であれば新年度までは何とか待つてとできますけれども、中学3年生になってからだと今度受験とかも大きくかかわってきて、救済措置が必要なのでは。</p>

教育長	それは、今までの規則で転校できるような仕組みがあります。
芦田委員	そうであれば、これが決まったからといってそっちがなくなるわけではない。
教育長	<p>いじめだから転校したいというのはこれまでも許可してきたことなのです。ただ、今の話は途中で奥野と二中に魅力を感じたから年度途中で動きたいと言ったときに、それでもいいです、いや年度の区切りでないそれは困りますとするかということが条文にはないので、今運用的にはどうしようかという話になっています。</p>
石井職務代理者	事務局はどのような考え方ですか。
教育総務課長	<p>基本的には奥野小と牛久二中の児童生徒数を少しでも増やそうという方向でやっている施策ですので、当然年度途中でも魅力を感じて行きたいという方があれば、いろいろな面でこちら側に不都合がなければ認めていいのではないかなと思います。仮にこの後通学手段とか、そういったものを考えた場合にそういうのを年度途中で変更云々ということはできないと思います。</p>
石井職務代理者	<p>基本的に第4条にある就学の状況を満たしていれば委員会として認めた結果、就学を認めるということですよ。時期ではなしに、条件を満たしていればその段階で委員会が認めれば就学を認めていいという形に読んでいいわけですよ。年度途中でも認める方向ということで条文を出してしまったほうがいいのか、明記するのか、それともあえて運用面で行うのか。運用上はそこで問題なければいいのかなと思います。</p>
教育部長	<p>とりあえず今回議論をいただいているのが要綱、いわゆる教育委員会告示というものです。一方で、学校支援に関するのは規則ということで、要するに法令等の格という意味からいうと規則が上なのです。ですから、あくまでもこの規則があって、その下にこの要綱が存在するという、そういう序列になってくると思うのです。ですから、明記するとなると逆に規則のほうに明記すべき話であって、今石井職務代理者がおっしゃったように運用上で取り扱う分には、今やっている形のその他のその他で年度途中でも認めていいのではないかというのをこの委員会の中で議論していただければ大丈夫だと思います。規則と要綱の並び、序列を考えていけないのかなと思います。</p>

石井職務代理人	そういった形で、運用の方で対処できればよろしいでしょうか。
教育長	はい。
石井職務代理人	それでは、そういった形で、運用面で対応するというごことをお願いします。それ以外、ご質問ございませんでしょうか。
五十嵐委員	就学不許可通知書とありますが、就学不許可になる場合というのはどういうことが該当するか。
教育総務課長	やはり、1つ条文上だけで言えることは就学の条件のところにある通学の安全が確保できないのではないかというあたりだと思います。
五十嵐委員	ではその場合はさっきの指定校に戻って、その後また通学変更の形になるのですか。
教育総務課長	いいえ、ここで申請が来て許可しなければ、元の学校にいるだけですから動きません。
	議案第35号について質疑を受けるが質疑なし。 出席委員全員の賛成を得る。
石井職務代理人	以上で本日の議事は終了いたしました。続いて各課からの報告がございますが、その前に教育長のほうから何かございますか。
教育長	<ul style="list-style-type: none"> ・小規模特認校児童生徒の通学手段の確保について ・教育振興基本計画策定について ・広島への修学旅行について 以上のことについて報告あり

石井職務代理者	<p>ありがとうございました。教育部長お願いします。</p>														
教育部長	<ul style="list-style-type: none"> ・ 9月市議会定例会の概要について報告 ・ 教育振興基本計画の策定について ・ 奥野地区の小中学校の特認校について ・ 修学旅行について ・ 4月にリニューアルオープンした野球場の活用方法等について ・ ビエンナーレうしくについて ・ 補正予算について ・ 決算特別委員会について <p>以上のことについて報告あり</p>														
飯野次長	<p>来年度の予算要求開始について</p>														
各課長	<table border="0"> <tr> <td>文化芸術課</td> <td>シャトーカミヤリーフレットについて</td> </tr> <tr> <td>生涯学習推進室</td> <td>第40回牛久市民文化祭について</td> </tr> <tr> <td>指導課</td> <td>第3回コミュニティースクール推進委員会について</td> </tr> <tr> <td>指導課</td> <td>後期分学校訪問について</td> </tr> <tr> <td>教育総務課</td> <td>新設中学校の現在状況</td> </tr> <tr> <td>中央図書館</td> <td>図書館長期休館について</td> </tr> <tr> <td>スポーツ推進課長</td> <td>牛久シティマラソンの受け付け開始について</td> </tr> </table>	文化芸術課	シャトーカミヤリーフレットについて	生涯学習推進室	第40回牛久市民文化祭について	指導課	第3回コミュニティースクール推進委員会について	指導課	後期分学校訪問について	教育総務課	新設中学校の現在状況	中央図書館	図書館長期休館について	スポーツ推進課長	牛久シティマラソンの受け付け開始について
文化芸術課	シャトーカミヤリーフレットについて														
生涯学習推進室	第40回牛久市民文化祭について														
指導課	第3回コミュニティースクール推進委員会について														
指導課	後期分学校訪問について														
教育総務課	新設中学校の現在状況														
中央図書館	図書館長期休館について														
スポーツ推進課長	牛久シティマラソンの受け付け開始について														
石井職務代理者	<p>以上で9月定例会を終了いたします。</p> <p>次回の定例会は、10月17日月曜日、市役所本庁舎第3会議室、14時からの開催となります。どうぞよろしく願いいたします。</p>														